岷江入楚

箋火

特別
へ 12
4604
26

95
712
4604
26

宮城縣図書館

角大
二十六歳
竪双ゝ
源中將次郎丸

小汀文庫

篇火　以詞并歌為巻名　四三五

かりそめ人の言葉ふるこの世をいとはしと思ひ入れ
行ふ道にまことにまことをしるべとなるなれば
詞は歌のかゝるを失はずすべて行ひてし
又いとゝけすゝしきかゝを失ようけとゝめられて
巻名以詞并歌号之源或六歳秋の頃のなり　四三五

乃ち世の人乃みなくこたに
近ひて去れるを世の人の心地者と近に去れず
悪事千里をくこと
世上の口ばしは指のおりまきさ歌はけを以て者るを引出原
印のおもふ内人花のアツカイ石足ナルヨシノの如と
そもあれくしもあれ
秘　くしもあれかくしもあれ世まふ人にこそ現ゆる事仏

48 3695

よすかなきハ見へけるを深くも思ふなる也
箋 内大臣の御むすめトアルセフハミモ人の善悪ヲハ見ルニシキト也
ありけり尤ことはりも
箋 箋曰けちかくも思ひいてゝトハナキトナルヘシ謂ハいるよ不肖ナルハトテ歎トシ也
トアラハシテハ有ニシキ事申ト也
かく人よみをいひつたへく〳〵
箋 抄ニはしカラス人ハナラハ奥フカニ心ニツイキさ彼ナルヘキシ女御の歴ミ
申ハナシ出ス人ノ明晴ニナシ給ハめすと也
ひしぬことなれ
箋 もろもろの人ナラハ不實モナケレトモ内大臣分ニハいふかひなき事トモ
源ノ仰ニハ給ハサルトや
いとさハかしくものゝあはれに 此ヨリハ源氏推量也 箋
箋 内大臣ノ性ツイヘリ箋曰常夏ノ巻ニ内大臣ノ本上ヲ源氏のあ
おほかたも物きよくかひ〳〵しき所つきおはし
わりきまもやうにてもやしあてまつりけるを
も人よからぬ御おぼえなれとゝハサレハ事〳〵しくト云ハ善悪ノキハツ

メツル人ノ見奉リサルニ依テ何ノ子ト云キハシツメテ、玉鬘ニモ一ニケシト
手に見ツル君ガ形ハルニ似たりしつねハうれしきとゝ思ふつる
許容セシハ何レシ非ニ人ノ見ルヘキト申ストニサシおキテノ方
外ノ人ニシ給ナルヘシト也
圓 大形ノ事まてもさるゝ事かをかてあさましき御旅〔へ〕あつけなく
まて人よそへてつれしきこゝあまり物のとめいてゝるゝとゝわ
内府の御心すまし御いさめしたるへきもいれハ又あさま
あるゝと源の内大臣をとりこまかにもてなさるゝや
必 いとさハかしうハ内大臣の人つれや
秘 あるさまをもて御あつ
よくかはてもおもむけてもとまひまもかふるる事と有那
ませ源のりゝこきかゝゝ也
ありや
箋 内大臣の性をも校量して源氏の推量ニハ以外トの那也
よろほのまもてなしかうしに
箋曰世間ハ一切荘厳カラナル物也観ルニ人ハ那黒量ナレハウレニツケテモ

三句しめりきて建三シタル物ナルシトし
いそがしからぬ
全句読ノ事涼の詞のお母なや
かなるうけても
　　　　　　　　　　　第　まつるれんし　秋月
其此のはれを云りきこて出る様て言つ御かはるはれ
全句読の名残つてすて言つれ涼の順子を言わかろく
のするらぬふや実文内不足のはれもとめつてわるを秘る
　　　　或ためつ実文内不足ヨリモ涼ニ見ヘ郷中ニ至ル中ナル由ヲ云ヘ
　　　　内不足ノ全句ノ意ヲアツカヒ郷ヤウヲ関郷テ歌ノ此ハ八ヲ云カツラ
　　　　関及郷テ云ためモ実文ニ知レ郷ハ父
　　　　ハヨミトシテモヘキコユルナリ
右もつくもし
秘　涼のはれのわれかるき浅しし云てすかや
第　涼の順息れふの作わらうにも郷ふとや
うくき待人をう
　　　　　　　　　　　第　涼のれつけ郷を見え
やうく来りしう
涼の順はいつけ郷ふつら又わふつらふるいんて云をれは浅れさし
のわかろきなともなるてものつ見れはてうらふゆるや
ねつ風もすりしく吹かけてもせこの衣も
第初　何を風の涼しくふけは秋の夜のすゑみけりきる郷さ

第松云古今　何ノ行云反ハスセコカ衣ト云ラきりしきの枕詞よ見ゑくけし
昇云　秋せこの衣のすそを吹返しうらめつらしき秋の初風ノ今十八番ノ
枕詞ハ色ノ字ありて第回初風ハ行云詞の前後結叶アリ
よの字は秋も人ものもんなんに
れいとなと
いとよけく
　　　　　第　和琴や　秋月
六日　　　何　ねうそはくのんし
　　　　　第　いつのいいウトヨムへこ　昇月
ゆふけくよいもくいうて
みかりろき辞し
萩のそともやうしわきれあくかくに
おの詞よ初風すりくわきて出るは又郷ゆ風しはや
ふうゆへ萩のそとてもわれ名高るへ程るむし
つるふまくひのんやく
　　　　　秘　わそうのんし
第回涼ノ心かりもまちかくそういうてつらる十八れ
ヤウラミト歌郷しもつそれんと見ル郷ハ郷し
当涼の心ふれてわれはら饮ヒノ　第第元下也

さらぬのいさんとて
秋 くるりめんとくそ
かゞりび
篝火
何まへのかゞり火
松常ニ夜ノ為ニかゞり火のたけりつゝなるよめしてよわ
たまのたいふを然して
篝 けたをね照ノ叙爵ニ久ル人ヲ云
いとすゞしきるやうものかゝりに
篝 弄云篝火ハ必ス火ノ上ニテ焼也火ヲ以テカヽテ消ス涼シクカニハ花也ト
篝 回義不審甚ニかゝりと云ル火上ト以ス
秋ものかゝり火やしつ火のけふや夏の涼しくふつ
かくさ後ふしをもらんとゆめふるや
まゆ見の木れ
篝 うら松おとろへしかね
秋 篝火の墨によ文くタリ松に折松トニ弄円
篝火乃墨ヲ代ふかのよよ其ヲ折文くする松也
何 うら松とハ乃ヒニ焼松也くて附子文くすうなゝら松ともえ也
任ろ物説よ津ハ松のすゑうてとえりつゝさ松也けるふくよ

ゆらてもゆれそつくさそつい松とえり 松炬 續松とて
けしとさうく
けしとうりろまて近涼しかんとあに川音のうるへきき
やうにしるや
しのをつ御しく
おりうく 秋もしめんさふひて
夏の月ふさまかとは
玉かつのさ後也
涼の下知しめき
む 秋ふれとはやしかつさ比ふれは夏丸月をふくや 又云秋の
篝 川あ土用中ふれえ云をくうや
篝 松云秋くおわくま去ヲ夏の月ふき秋とえて面白し夏の中
も涼ニケレハ秋也秋の中も猶暑アレハ夏ノ心のアレハ也ト
弄云 秋もいゆるあつき比ハ大ろニ夏の心アリト
篝 回熱ふ夏ノ中ヲ以テ云ヘリ今テシ夏トニ云ニハ非ス夏のタヤ云ノ
禎ハマリ大も摘しつしケレハ在ノ篝火コレヨケレハ熱ふ
ノうつさりの部ト見ル(さ)ニや

添

かゝり火よりもふ恋の名やりて世にかくしたれなのをふりたれ
もちゝにほせられ名秋実木ノ半一種となる土用の比ほしわけわけるゝを

ワかなれはいはけなき火のおもかけるゆかりそよりとも

箋曰篝火ハ常ノ烟トナス外ツ称膽ノ烟ニツヒ名ルワトヤサレト按
篝火ハヤカテ消ヌニニワカ下もしは消ヌヘキ期ノナキトヤ

ゆけまてとやいかゞ思ふてし

立ちよればやらにかゝりかゝり火のけまて御身かゝはしめとたん

川かた(なびき)ちかれハ――とわれかこれハわにもねもたんしきトや

夏ちかれハ宿―― 秋云是ハ下ニもねなりけるしきそやトニ
箋曰ワかならふ立ニツカ乱ニ蚊ヲナラヌ篝火モ昔キ下モしよな
色ハ何ゆ限トカスキ也しヲハてかゝもしなるト
イツヘルツナルトモ何篝勤秋たるハ蚊を火トニヘキニモ挑ヲスサ京ノ夏
ナレハト治定ニシタル夏ヲ川ヲカヘテモかすゝなりてみてゐイツリ
上ノ詞ニ夏の月かけ比よりいさきはと指ヲ夏トニハサルヲもか明也
夏ノ御ほかハ云おメすゝなるてりと云ナセル文竹下
味し

廿君

あやしのわかさ海

玉かつら

すまかつらの人

くまかきのにまちてよかゝり火のつらよたゝふ烟となは

篝火の煙きそへやそてききゆる煙のゆくゝふるふるへハ
やそてなえたゆきそや

かゝり火ハ煙をたゝやみて消る故にふくふ煙も形ハなとゝある
箋曰篝火の煙ハ常に立の形る猶もなり消る物とツレニニヲ
煙ナラハ消ヤスカリヌヘキヤ常ノケサウ贈答ナラハ此云ニ恋ノ煙ツ
分明ニ詠スヘキシかゝり火ハ御井ニ見知ラヌさ海ニてもかゝりは何もと
ワきニヘ又只ハ煙トサレ也ゆ此を見る海も作ニ是篝夕ル者字
花云篝火ノ煙ハ立の形れん消る物ニツレニヲふるゝの恋
ノ煙トテモリ出ナリ数スヘキ物セニ） 箋曰花ノ説を従也
此箋ナラハ出思ノ恋ノ煙トスルヘシむかつらノ身ニカケテハ
又ルヘカラス

人のわやし とかつらの詞

むかつらの人 或同

むかつらみさ海也

私曲ふる人の詞　又さ海ともみるまし
くやとて　第　源行　ふるふみとこんや　秘同
花をすかるふる人の詞也　第四　末摘花巻ぐらや竹ゐ也
或　ゆるとゆるなくこんの也　月ゐすると
別りのたいのるよ　第
むらる星のすんゆふる
ふるにふさあせるり
秘三年道遥　第　ふ吹あ也とる花ちり
中ゐのれいのゆるりるふれゆるち
第　第四夕雲の朋友ノ詞也
或　源の詞
必　栢木也
中ゐるるるあれ
第　第四栢木ノ笛ト雲ノ堤結ノ人也公人ノ笛後董
大将ノ侍ニ
第　ふるふる
源の笛を稽義ゐれ也
必　次ふすもかるる也

ゆるるこゆるるん
必　源の詞也
第四源ふ右衛門尉ノ詞
ふるまるるるるるる
第　夕雲中ゐ栢木ノ笛ゐ
秘第　サニシト付タリ
寺　中ゐ弁ゐゆるゐ　仁栢木ノ　秘同
月の音秋ゐるるゐ
寺　秋ゐゆるるるる
月　秋月ゐの也　平但欲次月盤海月ゐ
或　河海楚思册芸石し水冷南三清晩管絃秋　要
月の音秋ゐるるる人重ゐ
第　私曲年ニ心ゐ弁ゐ
源ノ詞也　秘同
ゐるるゐ
必　秋琴や　平月　ゐ月ゐ
仁和琴ゐ也次月ゐふゐ中ゐ三ゐ
ゐるるゐ

[illegible]ふ　源の[illegible]

源中将いぶんしまてうと

第少香　第山陰始て源中納ト出ル。

第盤涉調　当調ト也　第四段の音秋ト云ハ盤涉調ノ名ト云フ但コヽニテ更ニ盤涉

ノ名ノ[illegible]ト[illegible]ル盤涉調ノ名ト云ハ[illegible]ル。

調ト書ルハ調の音秋ト云ニ中絶アル也。

まいの秋中将ノ笛トキコユヽハ又少雅ノ笛ニ非ス人や

私盤涉調ノ笛ト第ニ当調ノトイフ為秋ニ平調当調ト

や思忘ラレメル〻

第四　[illegible]

第桐木　[illegible]

第奇[illegible]

第[illegible]　[illegible]

第[illegible]　[illegible]

第花云　寛平御記平利世　桓武孫　皇子二世孫皇胤之所　聲長蟬ニ初誤教也之

肅葉同聽曲調宛如松風之動暁後夏葉同暇不ニ令

歌与恨青鳥数千行并後羅衣裳　今案ニ[illegible]

ノ声ニ比ス山陰記ノ面白アリミ

私云方ニ加朱ノ字義ニ暑シ合カシ

寄云[illegible]秋ヤ[illegible]ヨキ出ナル故ニメトヽルヤ

以上第

秘　[illegible]ノ後ニ及ヒ[illegible]出ル[illegible]

[illegible]ノ中ハ少[illegible]

[illegible]

第内大臣　和琴ノ上手ノ中上ニ[illegible]

必　桐木　第月琴

みかのうらまつのはるさへわくらん
第 添詞 玉つゝのをも 秋月第月 以一段玉つゝト楯木以下兄
弟ヲ云ツ、以次ニ初ロヤセニシノ心ハなくてのあへるし次
也モカテヌヲ十九ハ独モヤトヤメ此ハ文也
たまくの哭ハ叢中ニ独ハ石ハ小ク酔モスメニ
年ソケタル和仲ハ石リカヘノヒヤアルヘキト云異ハ同
（セテ下ノヤハ玉つゝノ上ヲシトハスヽヤセニシノ人也
みかのうらに　西ハ独のアルラシノ人
裏ハ玉つゝの音律シ弱ヘ非シ云
たまひさけの月をもしてを
初鳥モ叢中ハ人倫のヒアルヘキ也
たいとまの後く
併の流酔ニ非ツ石リカヘノ上ナラスカクトのとかへ流り
モ有又ヘキニト也ヒ哀レ非野ノ興アルシ敢ハヤメ此非りしや
裏の人ハ楯木ニ兄弟ノ事シヤフトイヒアラハサニシト云也
以上第也

けの月まと
迄あのつてよ実父の事をさとと云へく非事
わりてハとや
たいまにての後リて　むしろ見る玉とゝ流の酒ハ二酔ナキスルニアニカメヤモ
玉ハ むまつの事をもしてあ兄弟元来遂をかりけりてましると
ふん也これハ非差兄もわかれとさる非や
ひ秋差色　第 玉つゝて
わかれとさる非よ
青 わかれハおもひしきみのわかれも心よりけしをまれ也
必 行の字ハおもひしきみのあると文常ルわかれもある也
第 わかれと云ハ孫のりしきみのアルヒ心よりけしをたしてアハレサモアレカシト云時ニ常ノ裏ニ非スアツハレナト云也文常ノ裏レニテモアルニ
哀　哀

武し玉ね中の流られ也
第 行末流かまハ兄弟ノ流契ハイチヌスニヒキ也
めもんてをるを回ると再小も

むつまじ兄弟とうく初めてるまこと
ふけていたるものをゆるしくみ給ふ
けてはるまこと
第 桐木年かわるものるも
あ中わい
第 桐木や　花を昔相如琴ゑんしゅう卓文君ゑ桃ゆアリ今
桐木はむつまじ兄弟さんるゆはゑ初メメ思ゑ切こけカラん
フカリテんよケテノモ川ゆハ又ミヤ
寄 ゆ中わゑつまりうくんや
必 桐木や花を云司馬相如の琴ん三桃ゆを
おりゆし
同 ゑうはるこまるゆ昭の柳や
ゆ 宋の中おはむつまれゑを思いはるゆと知
すてんをかけて和昭ゑをひまけるのかるつるてゆ
のいるつまりまはるゆゑうはて花を斟酌してはるく
いとけてしかるはるさ和と人ゑ昔ゆ思るおゆ思ゑ引

て卓文君のんをゆりうる文君ゑうるおゆりゑ人のよ
いるゑうる先ゑしゆゑうゑや
私勘相如昔桃文君得莫使簾中子細聽
司馬相如の文君を桃ゆ作ル詩之ゆれ何ゑみゆ
のうちゑ桃のゆ少ゑく人とゆゆ面白ゑや